

Aeroshell Grease 33

エーロシェル グリース 33

エーロシェル グリース 33 は、リチウムコンプレックス(増ちょう剤)と合成油基油をベースとする、航空機の要求をほとんど満たす万能合成グリースです。

MIL-PRF-23827C、MILG-21164 及び BMS 3-24 の要求項目をほぼ満足すると共に、厳しい性能を要求するボーイング規格 BMS3-33 の為に開発されました。エーロシェル グリース 33 は、ボーイング規格 BMS3-33 及びエアバス規格 AIMS-09-06-002 に最初に合格したグリースです。卓越した酸化安定性、耐腐食性、耐荷重性を有します。

油種の統一によるメンテナンスの簡素化、メンテナンスコストの削減が可能です。

[特徴]

- ・ 航空機の要求をほとんど満たす万能グリースです。
- ・ 酸化安定性、耐腐食性、耐荷重性に優れます。
- ・ 油種統一により在庫の削減ができます。
- ・ メンテナンスの簡素化が図れます。
- ・ メンテナンスのコスト削減が可能です。
- ・ 誤給脂の機会を低減します。

[規格] U.S. : MIL-PRF-23827C Type I

Meets SAE-AMS-3052

英軍規格 : DEF STAN 91-53

NATO code : G-354

Joint Service Designation : XG-287

Boeing : BMS 3-33C

Airbus : AIMS-09-06-002

[使用温度範囲] $-73^{\circ}\text{C} \sim +121^{\circ}\text{C}$

[代表性状]

試験項目	BMS 3-33	代表性状
増ちょう剤	リチウムコンプレックス	リチウムコンプレックス
原料基油(タイプ)	合成炭化水素 /エステル	合成炭化水素 /エステル
(動粘度 @40°C mm ² /sec)	-	14.2
滴点 °C	-	216
ちょう度(混和) @25°C	265~315	297
ちょう度(不混和) @25°C	-	290
水洗耐水度 @79°C %m	7.5 以下	<6
蒸発損失 500hrs,@121°C %m	10 以下	<10
離油度 30hrs,@100°C %m	-	2.0
平均ヘルツ荷重 kg	-	60
色相	青緑色	緑色

* 代表性状値は、規格の改定等により、予告せずに変わる場合があります。

(2019-10)

■使用上の留意点

- ・給脂の際、機械の給脂口をきれいにし、新しいグリースを補給してください。出来るだけ機械を無負荷で運転しながら古いグリースが排出口などから出つくし、新しいグリースが出て来るまで十分に給脂してください。
その後は、機械メーカーの指示を十分考慮し、定期的に給脂してください。
- ・石けん基の異なるグリースを混ぜると、性能低下がおこりますのでご注意ください。なお、同じ石けん基グリース同志の場合でも性能低下がおこることがありますので、異なる銘柄の混合使用はさけてください。
- ・グリースはゴミなどのコンタミネント(汚染物)が混入すると、取り除くことができません。
そのまま使用した場合、軸受、ギヤなどの異常摩耗、破損の原因となりますので取扱いに十分注意するとともに容器の蓋をよく締め、直射日光のあたらない場所(屋内)に保管してください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合がございます。製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

▼下記の注意事項に従ってお取扱いください。

◀取扱い上の注意▶

【安全対策】

- ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・取り扱う際は保護具を使用すること。
- ・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。
- ・無理に吐かせないこと。

【応急措置】

- ・飲み込むと下痢・嘔吐を起すことがあります。
- ・目に入ると炎症を起すことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。
- ・皮膚に触れると炎症を起すことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹼で十分に洗うこと。

【保管】

- ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。
- ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Rev.2.2019.10.28